

藤枝市立小中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

（藤枝市立小中学校の働き方改革プラン）



令和8年1月

藤枝市教育委員会

－目次－

1章 はじめに	1
2章 計画の趣旨、現状	2
3章 前プランにおける働き方改革の取組と成果	4
4章 取組の実施	5
5章 プランの推進体制	7
6章 フォローアップ（点検・評価）について	8

1章 はじめに

1 働き方改革に取り組む背景

学校がこどもたちの笑顔あふれる場所であるためには、毎日こどもたちと向き合う教職員が心身ともに健康で、魅力的な存在であることが重要です。しかし、目まぐるしい社会の変化に伴い学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教職員の長時間勤務は看過できない状況にあります。

このような状況を改善するために、本市では静岡県教育委員会より指定を受けた「未来の学校『夢』プロジェクト」や、本市独自に策定した「藤枝市立小中学校の働き方改革プラン」に取り組み、一定の成果が見られました。

その一方で、令和8年には、改正された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という）」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という）」が施行され、業務量の適切な管理や、時間外勤務の抑制が厳格に求められることになりました。

また、国が定めた指針においても、在校等時間の客観的把握や業務の適正化を一層強化することが示されています。

こうした国の動向を踏まえ、本市でも引き続き業務の改善を図り、教職員が子ども一人ひとりに向きあう時間を十分確保し、質の高い教育の実現を目指すため、新たに本計画を策定することとなりました。

2章 計画の趣旨、現状

1 計画の趣旨

教職員が笑顔でこどもたちと向き合う時間を確保することによって、教育の質の向上を図るとともに、効果的・効率的な教育活動により、変化の激しい時代における持続可能でウェルビーイングな学校づくりを推進します。

また、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした地域との連携や協働により、学校・家庭・地域の三者が一体となってこどもたちを育む教育の実現をめざします。

本計画は、令和4年3月策定の「藤枝市立小中学校の働き方改革プラン」を改定し、給特法第8条に規定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「実施計画」とする）として定めるものです。

2 本市の教職員の現状

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	45 時間／月 以下の割合	80 時間／月を 超える割合	360 時間／年を 上回る教職員	月平均時間外在 校等時間
小学校	83.8%	0.65%	21.1%	月 26.8 時間
中学校	71.2%	3.1%	44.4%	月 38.0 時間

※令和6年4月～令和7年3月

令和6年度の時間外在校等時間について、45時間を超える教職員は小学校で約16%、中学校で約28%となり、前回調査からは減少しています。一方、80時間を超える教職員も一定数おり、中学校では約3%が該当しています。

長時間勤務の改善は進んできているものの、健康障害リスクの観点から、引き続き働き方改革の推進が必要です。

【ストレスチェックにおける設問「働きがいのある仕事だ」についての回答状況】

	①そうだ	②まあそうだ	③ややちがう	④ちがう
令和6年度	42.3%	51.1%	5.9%	0.8%
令和7年度	46.1%	48.2%	5.1%	0.7%

ストレスチェックにおける「働きがい」に関する設問では、肯定的な回答が令和6年度で93.4%、令和7年度で94.3%となっており、高い水準を維持していますが、全ての教職員が働きがいを実感できるよう、引き続き働き方改革の推進が必要です。

3 計画期間と対象

【計画期間】

令和8年度から令和11年度（4年間）

【対象】

藤枝市立小中学校の教職員

4 目標

業務改善を進めることで、教職員が子どもと向き合う時間や授業準備、自己研鑽の時間を確保し、働きやすさと働きがいの両立を図ります。また、長時間勤務を是正し、教職員の心身の健康を守ります。さらに、家庭・地域・関係機関との連携により、負担を分担し、より良い教育環境づくりを進めます。

本プランでは、国の指針に基づき、時間外在校等時間の目標と、ワークライフバランス・働きがいに関する目標を定め、計画的に働き方改革を進めます。

《数値目標》

【時間外在校等時間に関する目標】

目 標	目標値(R11)	参考値(R6)
1か月時間外在校等時間が 45 時間以下の職員の割合	小：100% 中：100%	小：83.8% 中：71.2%
1年間の時間外在校等時間が 360 時間を超える教職員の人数	0 人	小：90 人 中：116 人

【ワークライフバランスや働きがい等に関する目標】

目 標	目標値(R11)	参考値(R6)
働きがいを感じる教職員の割合	100%	93.4%
健康診断で再検査となった教職員の受診率	100%	74.6%

※第 6 次藤枝市総合計画（後期計画）では、「1か月時間外在校等時間が 45 時間以下の職員の割合」を、令和 12 年度までに 100%とするよう目標設定をしていますが、国の指針では令和 11 年度までに目標達成するよう示されています。より強力に働き方改革を進めるため、本プランにおける目標年次は、国の目標年次と同様に、令和 11 年度とします。

5 働き方改革推進の基本視点

働き方改革の推進に向け、次の 4 つを基本的な視点として取組を進めます。

- (1) 教職員の意識改革
- (2) 学校における業務の適正化と組織的改善
- (3) 家庭・地域、関係機関等との連携・協働
- (4) 教職員の健康及び福祉の確保

3章 前プランにおける働き方改革の取組と成果

前プランに基づく取組を進めた結果、月平均時間外勤務や1か月あたり45時間を超える教職員の割合はいずれも減少するとともに、年次有給休暇の取得も増加しており、小中学校ともに働き方改革が進んでいます。

1 前プランで実施した主な取組

- ・教職員の意識改革
- ・出退勤管理システムの導入
- ・ICTを活用した業務の効率化
- ・部活動の地域展開の推進 等

2 成果・考察

(1) 時間外勤務時間の改善

- ・本プランを開始した令和4年度に比べ、一か月あたりの時間外勤務時間が45時間以下の教職員の割合は増加しており、一定の働き方改革が進んでいる
- ・一方で、健康障害リスクが懸念される80時間を超える教職員があり、学校ぐるみで対応する必要がある
- ・4月(学期始め)、6月(中体連大会前)、10月(行事運営期)など、特定時期に時間外勤務が急増する傾向がある

【小学校】

年度	45時間以下	45超～80時間	80超～100時間	100時間超
R4	77.9%	21.0%	1.0%	0.1%
R5	82.3%	16.8%	0.9%	0%
R6	83.8%	15.6%	0.6%	0.1%

【中学校】

年度	45時間以下	45超～80時間	80超～100時間	100時間超
R4	65.0%	29.5%	4.3%	1.2%
R5	71.0%	25.3%	3.2%	0.5%
R6	71.2%	25.7%	2.8%	0.3%

(2) 有給休暇取得の状況改善

(いずれも小数点以下第2位を四捨五入)

- ・本プランを開始した令和4年度に比べ、有給休暇取得時間が伸びている

年度	年平均取得時間	日数換算
R4	115.3 h	14.9 日
R5	130.4 h	16.8 日
R6	128.5 h	16.6 日

4章 取組の実施

国の指針に基づき、学校運営協議会の意見も参考としつつ、学校の状況に応じて、取り組むことが可能な範囲で無理のない形で進めることを基本とし、継続的な改善につなげます。これらの取組は、時間外在校等時間の削減に限らず、教職員が専門性を発揮し、授業の質を高めながら、やりがいや働きがいを感じて教育活動に取り組める環境を整えることを目的としています。

1 勤務状況の把握（校長のマネジメント）

- ・校長は、全ての教職員の在校等時間を客観的な方法により適正に把握し、その状況を継続的に確認する
- ・長時間勤務が見込まれる場合には、面談等を通じて業務状況を確認し、必要な配慮や改善に向けた指導を行う
- ・出退勤管理システムを活用し、教職員のタイムマネジメント力の向上を図る

2 文部科学省の示す「業務の3分類」に基づいた業務の見直し

（1）学校以外が担うべき業務

- ・通学路の見守りなど、地域で担える活動については、学校運営協議会等を通じて、地域・関係機関との協力体制の強化を図る
- ・学校徴収金や外部対応など、学校以外でも対応可能な業務については、可能な範囲で移管を進める

（2）教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・調査回答や各種事務作業などは、校務支援システムの活用、事務職員や支援スタッフとの役割分担により負担軽減を図る
- ・部活動については、地域人材や部活動指導員等の活用を促進し、指導と運営の適正な分担を進める
- ・PTA や学校サポートーズクラブなどと協働し、学校が担っている業務の一部を地域とともに支える体制づくりを図る

（3）教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備、評価等の負担軽減のため、校務支援システムや教材デジタル化等の ICT 活用を進める
- ・支援が必要な児童生徒への対応は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職と連携し、学校内の共同対応体制を強化する
- ・福祉、医療、警察等の関係機関と連携し、学校だけでは対応が難しい課題への支援体制を整える

3 学校において講ずる措置の推進

- ・教育課程の編成に当たっては、授業時数・行事等を精選し、年間・週当たり授業時数の適正化を図る
- ・日課表の工夫（清掃時間・放課後活動の設定、電話対応時間の工夫等）により、勤務時間内で業務が完結できるよう調整する
- ・ICT・校務支援システムを活用し、記録業務や共有業務の効率化を進める
- ・教職員の適性やキャリアを踏まえた人員配置や、支援員・専門職を活かすことで「チーム学校」を充実させ、業務の分担を図る

4 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・勤務間インターバルの確保や、時間外在校等時間の状況把握を行い、長時間勤務が見込まれる場合には校長が早期に面談等を実施し適切な指導を行う
- ・年次有給休暇の計画的取得、定時退校日の活用などにより、教職員の心身の健康保持に努める
- ・ストレスチェックを行い、教職員の心の様子などを客観的に捉える

5章 プランの推進体制

本計画を着実に推進するためには、関係する各組織が担う役割を明確にし、学校が適正に支援を受けられる体制を整えることが重要です。

学校・教育委員会・学校運営協議会が互いに連携し、それぞれの立場から働き方改革を支えることで、持続的な改善を図ります。

学校 (校長)	<ul style="list-style-type: none">・実施計画に基づき、「教職員の働き方改革に関する基本的な方針（以下「基本的な方針」という）を策定・業務の適正化および健康確保措置を、組織として計画的に実施・教職員の在校等時間の客観的把握、勤務状況を継続的に確認・長時間勤務者に対する、面談や業務調整・学校運営協議会へ基本的な方針および取組状況を報告・学校全体で働き方改革を進める体制・風土づくりの推進
教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・実施計画の策定・公表および総合教育会議への報告・在校等時間の把握・分析により、市全体の状況や課題の明確化・学校に対しての指導・助言・必要な支援・人事、研修、教育課程、ICT環境など制度面の整備・関係機関との連携により、学校が取り組みやすい支援体制の構築
学校運営協議会	<ul style="list-style-type: none">・学校が作成する「基本的な方針」の承認・働き方改革の実施状況の確認、助言・学校との連携による、業務の適正化や負担軽減のための協力体制の構築

6章 フォローアップ（点検・評価）について

1 在校等時間等の状況把握と公表

- ・市内各学校の教職員の在校等時間の状況について、出退勤を把握し、毎年度、市教委ホームページで公表するとともに、総合教育会議へ報告する

2 学校や教職員への支援・指導の実施

- ・在校等時間が長時間となっている場合や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保等に課題が見られる場合には、教育委員会が学校に対し、必要に応じて聞き取り・助言・支援を行う
- ・必要に応じて、年度途中でも改善が図られるよう、個別に助言・支援を行う
- ・ストレスチェックの結果を踏まえ、職場環境改善の取組を進める

3 関係機関との連携による体制整備

- ・児童生徒の支援に必要な医療・福祉人材を、市長部局や関係機関と連携して確保に努める
- ・教員業務支援員、地域ボランティア等の確保・充実に向けた体制整備を、学校運営協議会等と協力して進める

4 学校への周知・研修の実施

- ・各学校で働き方改革が着実に進むよう、本計画の内容を適宜周知し、管理職向けのマネジメント研修を充実させる
- ・各学校は、校長のリーダーシップの下、学校運営協議会の協議も踏まえて、本計画に基づく取組を推進する

5 保護者・地域への理解促進

- ・働き方改革の趣旨や「業務の3分類」の考え方について、教育委員会は市長部局と連携し、保護者や地域に周知を行う
- ・具体的な業務の分担について、保護者・地域から協力が得られるよう働きかける

学校と教師の業務の3分類

- △ 教師が「教員でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。」
- △ 学校は、「学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これからの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不斷に見直すことが必要。」

学校以外が担うべき業務

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不當な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かりの活動を行つ必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に行实施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会連携を図りながら、事務職員等を中心に行实施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を行い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

参考資料 学校と教師の業務の3分類

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 探点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 關係機関等との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進し、必要なふじて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

- 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
 - 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
 - 16 学習評価や成績処理 | 探点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
 - 17 学校行事の準備・運営 | 關係機関等との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフの協働を促進し、必要なふじて外部委託等も検討
 - 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
 - 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

出典：文部科学省「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」（令和7年9月）

藤枝市立小中学校の働き方改革プラン

令和4年3月策定

藤枝市立小中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年1月策定

藤枝市教育委員会
藤枝市教育部教育政策課
藤枝市岡出山1-11-1